

## 愛知県社会福祉大会社会福祉事業功労者知事表彰要綱（抜粋）

（趣旨）

第1 この表彰は、多年にわたり社会福祉の推進に尽力し、その功績が顕著な者を表彰し、その功労に報いるとともに、今後の社会福祉事業の進展に寄与しようとするものである。

（表彰の区分）

第2 表彰状及び感謝状とする。

（表彰基準）

第3 表彰状の表彰候補者は、社会福祉の増進についての功績が顕著であり、かつ、次の(1)(2)のいずれかに該当する55歳以上の者とする。ただし、過去において社会福祉事業功労者として、愛知県社会福祉協議会長の表彰状又は愛知県共同募金会長の表彰状を受けた者に限る。

(1) 社会福祉施設・団体の役職員で、その在職期間がおおむね20年以上である者。

(2) その他（戦傷病者援護、戦没者等遺家族援護、引揚者更生援護、各種ホームヘルパーなど）社会福祉の増進に尽力した者で、その在職期間がおおむね20年以上である者。

2 感謝状の表彰候補者は、社会福祉の増進について尽力し、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。ただし、過去において社会福祉事業功労者として、愛知県社会福祉協議会長の感謝状又は愛知県共同募金会長の感謝状を受けた者に限る。

(1) 社会福祉施設・団体の役職員で、その在職期間が10年以上である者。ただし、過去において、この種の感謝状を受けた者は除く。

(2) 各種ホームヘルパーであって、在職期間が10年以上である者。ただし、過去において、この種の感謝状を受けた者は除く。

(3) その他（戦傷病者援護、戦没者等遺家族援護、引揚者更生援護、ボランティアなど）社会福祉事業の増進に尽力した者で、その在職期間がおおむね10年以上である者。ただし、過去において、この種の感謝状を受けた者は除く。

3 過去に、次のいずれかの表彰又は褒章を受けた者は、同じ内容の功績においては、それぞれ1(1)、(2)に規定する表彰状の対象から除外する。

(1) 知事の表彰状を受けた者

(2) 厚生（労働）大臣表彰（同特別表彰を含む。）を受けた者

(3) 褒章条例（明治14年太政官布告第63号）による藍綬褒章又は黄綬褒章を受けた者

4 被表彰者は、市町村長から、推薦のあった者のうちから選考する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、直接選考することができる。

（表彰の場所）

第4 この表彰は、愛知県社会福祉大会で行う。

(推薦の要領)

第5 第3の1に規定する表彰状の表彰候補者を推薦しようとするときは、次の書類を提出するものとする。

(1) 第3の1(1)、(2)に該当する場合は、様式第1による推薦書

(2) 表彰候補者の身元保証書(推薦者発行)

2 第3の2に規定する感謝状の表彰候補者を推薦しようとするときは、次の書類を提出するものとする。

(1) 第3の2(1)から(3)に該当する場合は、様式第3による推薦書